

道志村消防団員 募集について！！

消防団
とは？

消防署などと同様に、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災の要として、平常時・災害時を問わずその地域に密着し、地域の安心安全を守っています。

活動内
容は？

消火活動はもちろん、地震や風水害など大規模災害時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御に当たるとともに、平常時には、訓練、住民への啓発・広報活動、防火指導、特別警戒等の役割を果たしています。

団員の身
分は？

消防署の職員と同じく、権限と責任を有する非常勤の地方公務員です。普段は仕事を持ちながら、ボランティア精神によって消防団に入団しています。退職報償金、出動手当などが支給され、公務災害補償等が受けられます。

充実した福利厚生制度！！

●消防団員公務災害補償制度

消防団員が公務（災害活動、訓練等）で負傷・病気・障害または死亡した場合に、その損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の援護等のために必要な福祉事業を行うものです。（主な補償等の内容）

区分	補償等の内容
療養補償	医師の診察、処置、手術、薬剤など治療に必要な療養費（全額）
休業補償	療養のため仕事を休み、給与などの収入を得られなかったとき、1日につき補償基礎額（勤続10年未満の団員で8,800円）の60%を補償。
障害補償	障害第1級の場合 障害補償年金年275万円～（階級・勤務年数により増額有）
遺族補償	死亡一時金880万～1420万円又は遺族補償年金年134万～（階級・勤務年数により増額有）

※その他、介護補償、障害補償年金、葬祭補償制度などがあります。

●消防団員福祉共済制度

消防団員が死亡、または障害を受けた場合に、弔慰金・見舞金・援護金が給付されます。公務以外でも該当になり、入院見舞金もあります。道志村では、消防団員の福利厚生のため、公費で掛金を支払っています。

区分	事由	給付名称	金額等
死亡	公務	弔慰金	2,300万円 他に遺族援護金100万円等あり
	公務外	遺族援護金	100万円
重度障害	公務	重度障害見舞金	2,300万円 他に生活援護金100万円等あり
	公務外	生活援護金	100万円
障害	事故疾病	障害見舞金	6万円～50万円
入院	事故疾病	入院見舞金	7日以上 1日1,500円（120日限度）

●退職報償金制度

消防団員として5年以上勤務して退職した人に、その労苦に報いるため功労金として支給します。

●消防賞じゅつ金制度

身の危険を顧みることなく救助活動などを遂行し、そのため死亡又は障害の状態となった場合に、その功労に報いるため、功労に応じて賞じゅつ金を支給します。支給額490万円～2,520万円（死亡した場合）

○事業所の方へ・・・消防団協力事業所制度のご案内

消防団協力事業所制度は、従業員が消防団に相当数入団している事業所、従業員の消防団活動に積極的に配慮している事業所などを「消防団協力事業所」として認定、登録、公表する制度です。

登録された事業所には、総合評価方式による入札時の優遇など優遇措置を検討しているほか、優良事業所への表彰制度があります。希望する事業所は、道志村役場総務課までご連絡ください。

消防団に入団希望の方は・・・

お近くの消防団員が道志村役場総務課までご連絡ください。

道志村役場 総務課 消防団事務局 52-2111

